

(3) 汚水処理人口普及率

平成6年度末から普及率の算出にあたっては、従来の下水道処理人口普及率に加えて、それ以外の汚水処理施設による水洗化可能人口も含めて評価する目的で汚水処理人口普及率という新しい指標で評価してきております。

この汚水処理人口普及率は、下水道処理人口に農林水産省所管の農業集落排水施設整備事業及び漁業集落環境整備事業により処理が可能な人口、環境省所管、総務省所管の個別処理（合併処理浄化槽を含む）によって水洗化が可能な人口を合計し、行政人口に対する割合として算定しております。

なお、し尿のみを処理するいわゆる単独処理浄化槽の利用人口については、汚水処理人口普及率に含まれておりません。

平成18年度末の汚水処理人口普及率は、全道平均で92.0%となっており、全道で約515万人が何らかの施設によって水洗化が出来る状況となっております。

内訳は、公共下水道が492万3千人で87.9%、農業集落排水施設整備事業によるもの7万3千人1.3%、漁業集落排水施設整備事業1万人0.2%、合併処理浄化槽14万7千人2.6%となっております。

市部と町村部の別では、市部が96.3%、町村部が74.9%となっております。

汚水処理人口普及率 =
$$\frac{\text{下水道処理人口} + \text{農(漁)集排処理人口} + \text{合併処理浄化槽人口}}{\text{行政人口}}$$

平成18年度末汚水処理人口普及率（総括）

区 分	普及率	内				訳
		下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設		合併処理浄化槽
全道平均	92.0%	87.9%	1.3%	0.2%		2.6%
市部	96.3%	95.2%	0.1%	—		0.9%
町村	74.9%	58.7%	6.0%	0.8%		9.4%